

# 大月町地域防災計画

(地震及び津波災害対策編)

平成27年2月26日

平成30年1月改訂

令和2年7月改訂

令和3年6月改訂

大月町防災会議

— 目 次 —

第1章 総則.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 本町の地震災害の特徴.....	3
第2章 地震・津波災害予防計画.....	10
第1節 地震及び津波に強いまちづくり.....	11
第2節 防災知識を深めるための取り組み.....	12
第3節 実践的な防災訓練の実施.....	13
第4節 危険物等災害予防対策.....	14
第5節 建築物等災害予防対策.....	15
第6節 地盤災害等予防対策.....	16
第7節 公共土木施設等の災害予防対策.....	17
第8節 避難対策.....	20
第9節 要配慮者への対策.....	25
第3章 地震・津波災害応急対策計画.....	26
第1節 初動体制の確立.....	27
第2節 情報の収集及び伝達.....	29
第3節 避難活動等.....	33
第4節 災害拡大防止活動.....	36
第5節 二次災害の防止.....	39
第6節 交通対策.....	40
第7節 社会秩序を維持する活動.....	41
第8節 警戒宣言発令時の措置.....	42
第4章 地震・津波災害復旧・復興計画.....	47
第1節 復興計画.....	48
第2節 経済復興の支援.....	49
第5章 重点的な取り組み.....	50
第1節 命を守る対策.....	51
第2節 命をつなぐ対策.....	54
第3節 震災に強い人・地域づくり対策.....	55
第6章 南海トラフ地震臨時情報.....	57

# 第1章 総則

## 第1節 計画の趣旨

### 1. 計画の目的

大月町地域防災計画（地震及び津波災害対策編）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の地域にかかる地震及び津波災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定め、本町の地震及び津波災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

### 2. 被害を最小化するために重点を置くべき事項

本町では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきた。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。

このため、本町の地震及び津波災害対策は、何より尊い生命は最大クラスの地震及び津波でも守ることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震及び津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期す。

対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講ずる。その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮する。

町全体の防災力の向上を図るため、町及び公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていただき、町はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進める。

### 3. 地震及び津波災害対策編の構成

地震及び津波災害対策編の構成は以下のとおりである。

なお、地震及び津波災害対策編は、一般対策編と内容的に重複するところが多く、重複する内容については一般対策編のみに記載するものとした。このため、地震及び津波災害対策編に定めがない事項については、一般対策編に定めるところによるものとする。

#### 《地震及び津波災害対策編の構成》

大月町地域防災計画（地震及び津波災害対策編）	第1章 総則	第1節 計画の趣旨
		第2節 本町の地震災害の特徴
	第2章 地震・津波災害予防計画	第1節 地震及び津波に強いまちづくり
		第2節 防災知識を深めるための取り組み
		第3節 実践的な防災訓練の実施
		第4節 危険物等災害予防対策
		第5節 建築物等災害予防対策
		第6節 地盤災害等予防対策
		第7節 公共土木施設等の災害予防対策
		第8節 避難対策
		第9節 要配慮者への対策
	第3章 地震・津波災害応急対策計画	第1節 初動体制の確立
		第2節 情報の収集及び伝達
		第3節 避難活動等
		第4節 災害拡大防止活動
		第5節 二次災害の防止
		第6節 交通対策
		第7節 社会秩序を維持する活動
		第8節 警戒宣言発令時の措置
	第4章 地震・津波災害復旧・復興計画	第1節 復興計画
		第2節 経済復興の支援
	第5章 重点的な取り組み	第1節 命を守る対策
		第2節 命をつなぐ対策
		第3節 震災に強い人・地域づくり対策
	第6章 南海トラフ地震臨時情報	

## 第2節 本町の地震災害の特徴

### 1. 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成25年5月に、東北地方太平洋沖地震を踏まえて評価手法を見直した上で平成26年1月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによるとM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70%～80%となっている。

### 2. 過去に受けた地震被害の概要

#### 2-1. 宝永の大地震(M8.4)

発生年月日	宝永4年(1707年)10月4日12時前後
震源地	土佐沖
状況	あまりの大地震であるため一歩も歩くことができず、山々の崩れる土煙が四方に立ちこめて闇夜のようになり、人々は恐ろしさにただ泣き叫ぶばかりであった。
津波	地震発生後約1時間で第一波が到達し、翌5日の夕方までに11回もの津波が襲来した。
被害	○家屋が全滅した地区(亡所地区) 小才角、大浦、西泊、樫ノ浦、周防形、古満目、安満地、橘浦、泊浦 ○波が水田まできた地区 才角 ○柏島地区は、島の西側で潮が湧き出し堤の高さまできたが、民家は無事であった。

#### 2-2. 南海大地震(M8.1)

発生年月日	昭和21年(1946年)12月21日(土)午前4時15分26秒
震源地	紀伊水道沖
状況	高知県全体で強震所によって烈震という状態、特に地盤の脆弱な中村市は殆どの家屋が倒壊し、地震後の津波及び火災による被害が甚大であった。
津波	地震発生後約15分で第一波が到達し、計5回の津波が襲来した。その中で強い津波は3回であった。県の「南海大震災誌」によると古満目3.6m、浦尻4.5mとの記録がある。
被害	○死者5人(小才角1、樫ノ浦3、浦尻1) ○家屋全壊53世帯、半壊30世帯、浸水132世帯

### 3. 被害想定

県は、南海トラフ地震対策を進める際の前提とするため、東日本大震災の教訓や最新の知見に基づいた、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測（平成24年12月）を実施した。さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定（平成25年5月）も行っている。

以下では、大月町における被害想定結果を示す。

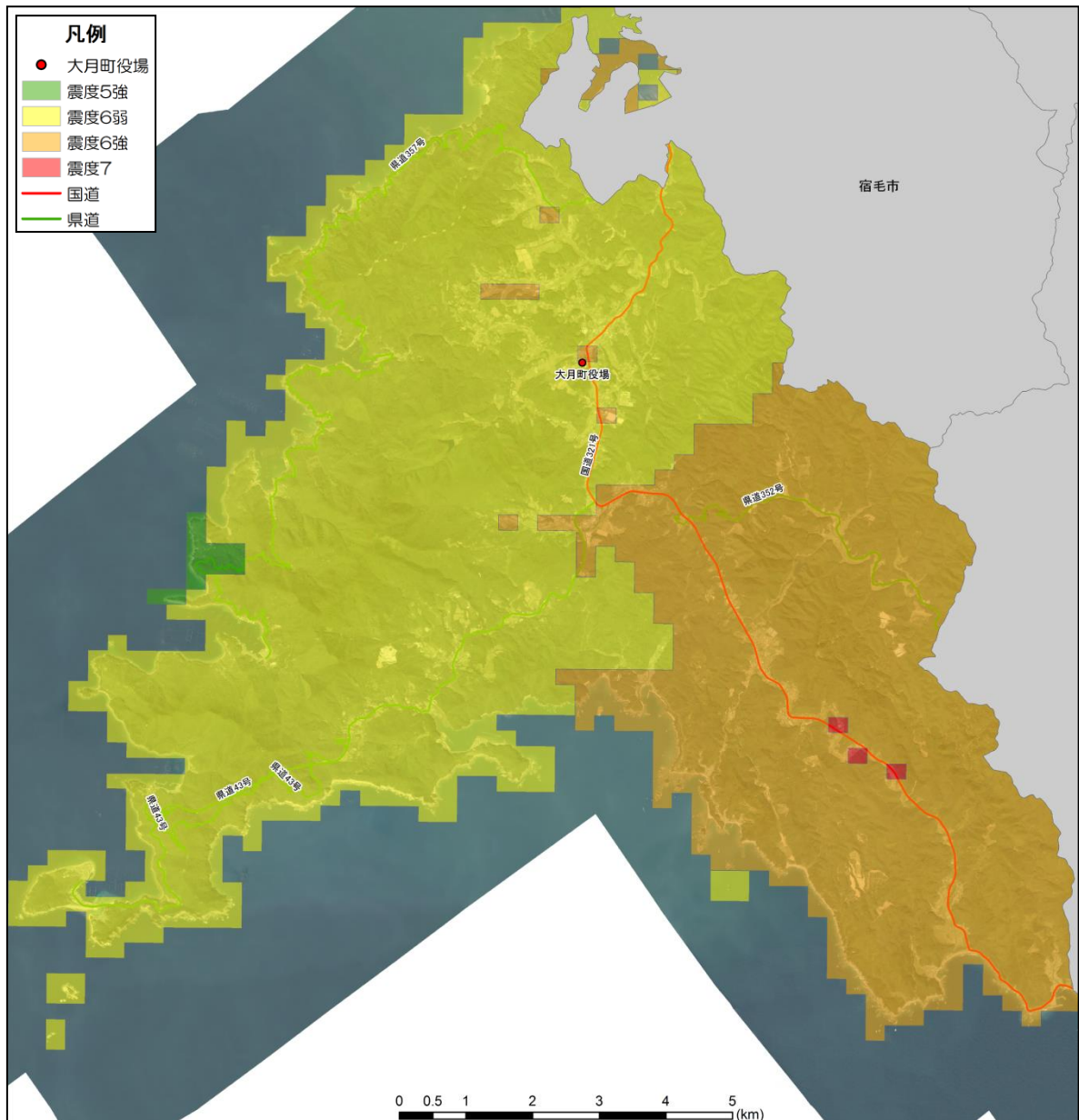
#### 3-1. 想定する地震の区分

被害想定においては、南海トラフを震源とする地震のうち、発生確率及び発生規模の異なる以下の2種類の地震を想定する。

種類	概要	震源	規模
発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）	○ 従来の想定地震（安政南海地震クラス）	南海トラフ	M8.4
最大クラスの地震・津波（L2）	○ 現時点の最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波 ○ 現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低い	同上	M9

### 3-2. 震度分布 (L2 地震)

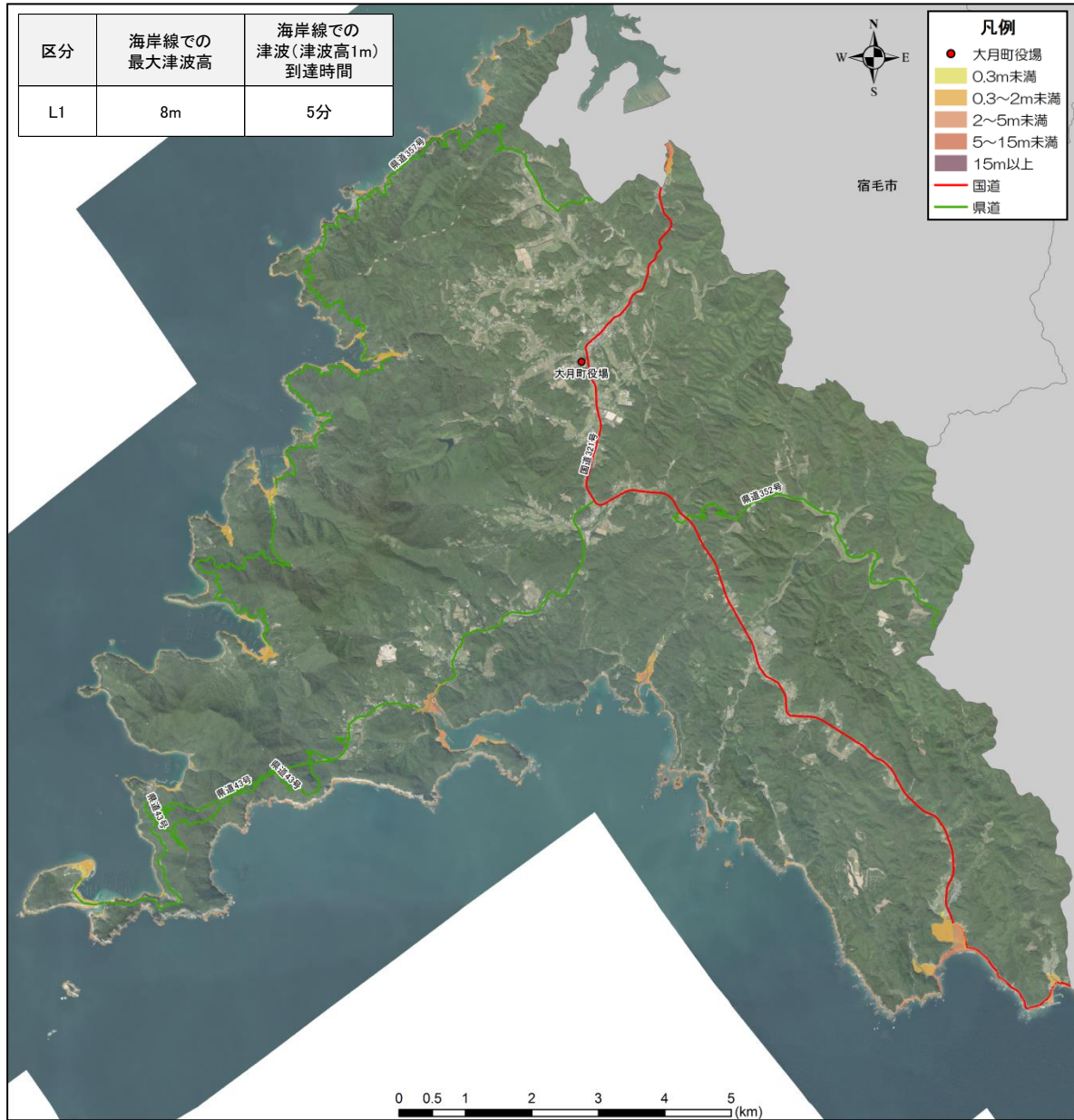
最大クラスの地震想定では、町内全域において震度6弱から6強の地震が想定されている。



### 3-3. 津波浸水予測

#### (1) L1 地震

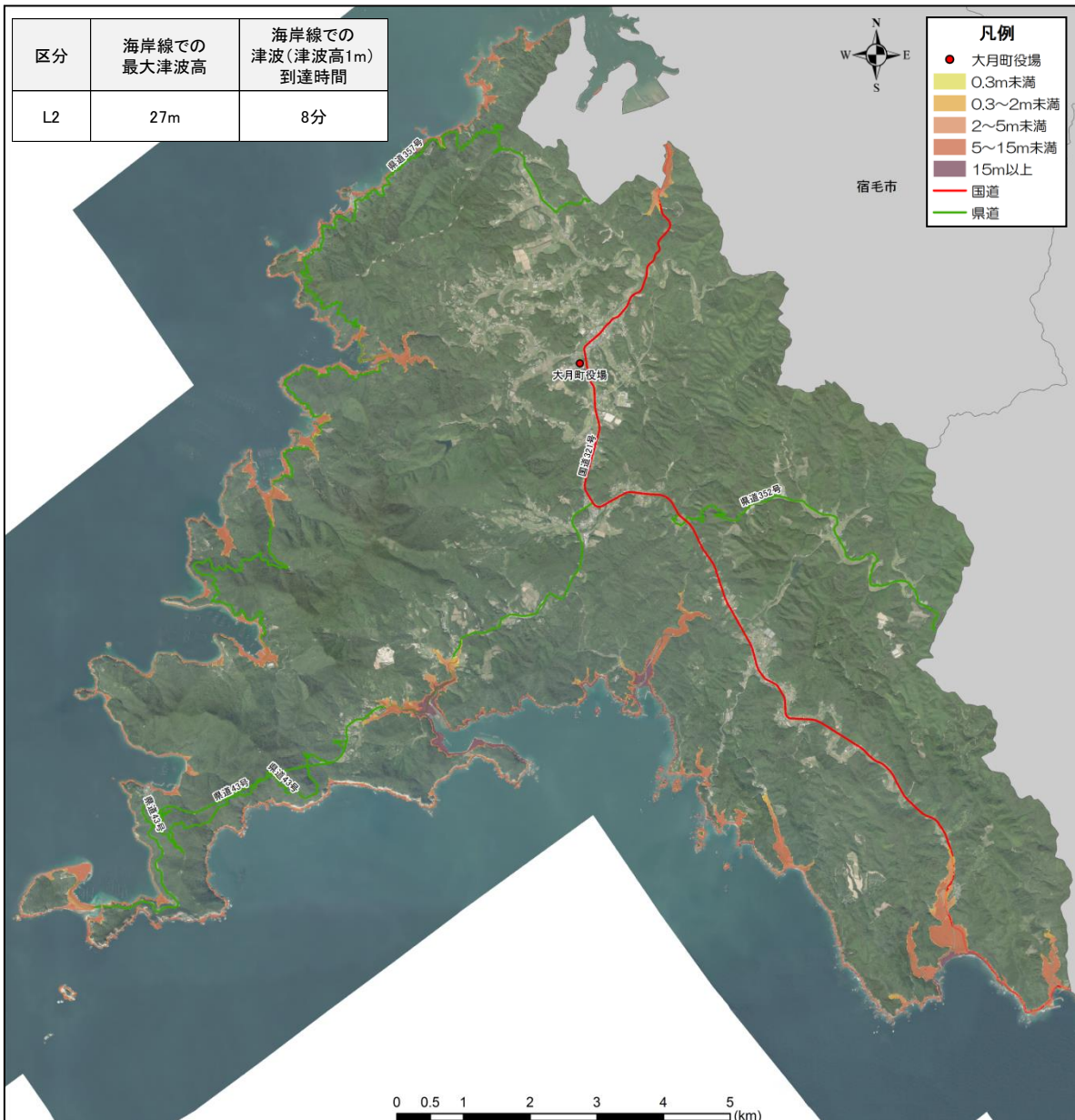
従来の地震想定における津波（L1）の浸水想定区域は次のとおりである。





(2) L2 地震

最大クラスの地震想定における津波（L2）の浸水想定区域は次のとおりであり、従来のL1津波の浸水想定区域と比較して、大きく拡大していることがわかる。



### 3-4. 建物及び人的被害の想定

「高知県版・南海トラフ巨大地震による被害想定結果」（平成25年5月15日公表）より、本町における被害想定結果を以下に示す。なお、発生時間、強振動生成域の位置等、想定する地震の態様は、各被害項目について被害が最大となるケースとした。（詳細については、「高知県版・南海トラフ巨大地震による被害想定結果」を参照）

#### (1) 建物被害

被害	被害の要因	L1	L2
全壊・焼失棟数	液状化	30棟	30棟
	揺れ	30棟	70棟
	急傾斜地崩壊	若干数	若干数
	津波	160棟	1,400棟
	火災	40棟	20棟
	合計	250棟	1,500棟
半壊棟数	液状化	90棟	90棟
	揺れ	360棟	900棟
	急傾斜地崩壊	10棟	20棟
	津波	420棟	90棟
	合計	880棟	1,100棟
ブロック塀等の転倒箇所数	—	60箇所	740箇所
自動販売機の転倒箇所数	—	若干数	若干数
屋外落下物の発生数	—	若干数	190件

(2) 人的被害

被害	被害の要因	L1		L2	
		早期避難率 6%(低)	早期避難率 100%(高)	早期避難率 6%(低)	早期避難率 100%(高)
死者数	建物倒壊	若干数	若干数	20人	20人
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	若干数	若干数	若干数	若干数
	津波	440人	若干数	1,400人	10人
	急傾斜地崩壊	若干数	若干数	若干数	若干数
	火災	若干数	若干数	若干数	若干数
	ブロック塀等の転倒	若干数	若干数	若干数	若干数
	合計	440人	若干数	1,400人	40人
重傷者数	建物倒壊	40人	40	130人	130人
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	若干数	若干数	若干数	若干数
	津波	70人	0人	20人	0人
	急傾斜地崩壊	若干数	若干数	若干数	若干数
	火災	若干数	若干数	若干数	若干数
	ブロック塀等の転倒	若干数	若干数	若干数	若干数
	合計	110人	40人	160人	130人
負傷者数	建物倒壊	70人	70人	240人	240人
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	10人	10人	10人	10人
	津波	210人	0人	70人	0人
	急傾斜地崩壊	若干数	若干数	若干数	若干数
	火災	若干数	若干数	若干数	若干数
	ブロック塀等の転倒	若干数	若干数	若干数	若干数
	合計	280人	70人	300人	240人
要捜索者数	津波被害	210人	若干数	720人	170人
要救助者数 (自力脱出困難者)	揺れによる建物被害		若干数		70人
	津波被害		若干数		若干数

この被害想定は、地震の規模・気象条件等の違い、また、今後の適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民が防災への自助努力を積み重ねること等によって、大幅に減少させることが出来ると思われる。

## 第2章 地震・津波災害予防計画

### <町担当課一覧>

節	担当課
第1節 地震及び津波に強いまちづくり	危機管理室、建設環境課
第2節 防災知識を深めるための取り組み	危機管理室、大月分署
第3節 実践的な防災訓練の実施	危機管理室
第4節 危険物等災害予防対策	大月分署
第5節 建築物等災害予防対策	危機管理室、建設環境課、教育委員会、保健介護課
第6節 地盤災害等予防対策	建設環境課
第7節 公共土木施設等の災害予防対策	危機管理室、総務課、町民福祉課、建設環境課、大月病院、特養大月荘、教育委員会、大月分署
第8節 避難対策	危機管理室、大月分署、教育委員会
第9節 要配慮者への対策	町民福祉課、危機管理室、保健介護課、特養大月荘

## 第1節 地震及び津波に強いまちづくり

### 1. 基本的な考え方

#### 1-1. 地震の揺れへの対策

地震に強いまちづくりを行うために、建築物、土木建造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等の耐震性を確保する。

#### 1-2. 津波への対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

### 2. 地震及び津波に強い市街地の形成

市街地の形成においては、特に次の点に注意することとする。

- ア. 建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。
- イ. 津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- ウ. 津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努める。
- エ. 庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとする。

### 3. 交通及び通信施設の機能強化

道路、港湾、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努める。

## 第2節 防災知識を深めるための取り組み

地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。

このため、防災関係機関をはじめ、住民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるように取り組みを進める。

### 1. 防災関係者の研修

職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図る。

### 2. 防災教育の実施

南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

### 3. 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、津波痕跡調査結果や映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 4. 防災に関する広報及び啓発の実施

町は、次の広報及び啓発活動を行う。

- ア. 自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施する。特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施するものとする。
- イ. 地震発生時に住民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。
- ウ. 住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取る等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施する。

### 5. 危険物を有する施設等における防災研修

消防機関は、危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

## 第3節 実践的な防災訓練の実施

### 1. 防災訓練の実施主体

町及び防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び住民と協力して、少なくとも年1回以上実施する。

また、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき対策計画を策定した事業所は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努める。

### 2. 防災訓練の内容

防災訓練の内容は次の通りとし、地域住民等の参加する防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

実施事項	内容
初動体制の確立訓練	地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。
現地訓練	地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現地訓練を実施する。この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮する。
情報収集・伝達等に関する訓練	情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。
図上訓練	様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携して実施する。
広域訓練	他県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

### 3. 防災訓練の実施における留意事項

防災訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- ア. 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- イ. 予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努める。
- ウ. 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
- エ. 住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等様々な視点に十分配慮するよう努める。

### 4. 訓練後の評価

訓練後には、地域防災計画や津波避難計画、対策計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて計画の見直し等を行うものとする。

## 第4節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの地震及び津波発生時に危険性が高いものについて、製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図るため、次の対策を実施する。

項目	内容
講習会、研修会等の実施	○ 県、消防機関は、関係団体と協力して講習会、研修会等を実施する。
防災訓練の実施	○ 施設管理者、町、消防機関等で連携し、防災訓練を実施する。
危険物施設等の安全確保	○ 消防機関は、発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等、地震及び津波災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。 ○ 石油等の危険物を貯蔵する施設及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設等について、消防機関及び施設管理者は、調査や検査を実施して地震及び津波に対する安全性の確保を図る。



## 第5節 建築物等災害予防対策

---

### 1. 建築物の耐震化

町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。

また、個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援を行う。

### 2. 家具等の転倒防止

地震時のタンスや食器棚などの転倒防止とガラスの飛散防止に関する普及啓発を行い、補助制度を実施するなど家具の転倒防止対策やガラスの飛散防止策の推進を図る。

### 3. 落下や倒壊防止

ブロック塀の倒壊の防止などに関する普及啓発を図る。

特に宅地が密集し、狭隘な街路が交錯する集落等において、ブロック塀の倒壊を防止するために、生け垣等への改修に向けた意識啓発に努める。

### 4. 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。

### 5. 地震保険の加入促進

地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。

## 第6節 地盤災害等予防対策

---

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに、既存の予防対策を危険度に応じて実施する。

### 1. 土砂災害（地すべり、急傾斜地崩壊、土石流）対策

地震に伴って発生する土砂災害による被害を防止するため、次の対策を行う。

- ア. 災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。
- イ. 地震による崩落等の危険がある崖地の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、崩壊対策事業を推進する。
- ウ. 土石流危険渓流に対して、砂防ダム工、流路工等の防止施設の整備を図る。
- エ. 住民に対し、ハザードマップ等の整備をはじめとした情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難について周知を図る。

### 2. ため池崩壊対策

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

### 3. 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川、海岸堤防等の液状化対策を推進する。

また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

## 第7節 公共土木施設等の災害予防対策

地震及び津波による人的被害の軽減を図るとともに、応急対策の実施に必要な機能を確認するため、必要な整備を推進する。

### 1. 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、地震防災緊急事業五箇年計画を中心に整備を図っているが、整備にあたっては、特に次の点に留意するとともに、施設の維持管理を適正に行う。

対象施設	留意事項
河川管理施設	ア. 地震に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保 イ. 津波を防ぐ水門等の開口部の閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機場の耐水対策及び水門の自動閉鎖化</li> <li>・ 陸閘等の常時閉鎖</li> </ul>
道路施設	ア. 津波から避難するための道路、橋梁の安全性の確保 イ. 応急対策上重要な道路、橋梁の安全性の確保 ウ. 高所を通る道路の津波避難場所としての活用
海岸保全施設	ア. 地震に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保 イ. 津波を防ぐ水門等の開口部の閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機場の耐水対策及び水門及び陸閘の機械化</li> <li>・ 陸閘等の常時閉鎖</li> </ul>
港湾施設	ア. 津波防波堤の建設 イ. 海上輸送及び復旧拠点の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震強化岸壁及び防災緑地の整備</li> <li>・ 移動式耐震係留施設（ミニフロート）の整備</li> </ul>
漁港施設	ア. 津波による浸水被害が想定される漁村における、避難経路及び避難場所の確保
公園施設	ア. 地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保
農業用施設	ア. 地震による破損等により大きな被害をもたらすおそれのあるため池の安全性の確保

## 2. ライフライン等の対策

地震及び津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図る。

特に、次の事項に留意するとともに、病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

対象	実施者	対策内容
水道	町	<p>ア. 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。</p> <p>イ. 上水道、工業用水道については、緊急的な給水体制の整備を図る。</p> <p>ウ. 下水道施設対策を図る。</p>
電力	町 四国電力 (株)	<p>ア. 緊急的な電力供給体制の整備を図る。</p> <p>イ. 電気が津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために、重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ. 津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。</p> <p>エ. 災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。</p> <p>※四国電力(株)が行う措置は、別に定めるところによる。</p>
ガス	町 消防機関 ガス事業者	<p>ア. 津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。</p> <p>※(社)高知県エルピーガス協会が行う措置は、別に定めるところによる。</p>
通信	町 通信事業者	<p>ア. 緊急的な通信体制の整備を図る。</p> <p>イ. 津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。</p> <p>※西日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ四国及び KDDI(株)が行う措置は、別に定めるところによる。</p>
放送	放送事業者	<p>ア. 緊急的な放送体制の整備を図る。</p> <p>イ. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項を行う。</p> <p>※日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによる。</p> <p>※(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによる。</p>

### 3. 町が管理等を行う施設等に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保や津波からの防護及び円滑な避難の確保を図る。

#### 3-1. 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する不特定多数の者が出入りする施設（庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等）の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

区分	対策
各施設共通の事項	ア. 津波警報等の入場者等への伝達のための措置 イ. 入場者等の安全確保のための退避等に向けた措置 ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 エ. 出火防止措置 オ. 水、食料等の備蓄 カ. 消防用設備の点検、整備 キ. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
個別事項	ア. 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置 イ. 学校等にあつては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等に対する措置 ウ. 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

#### 3-2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等については、上記 3-1. に掲げる措置をとるほか、次の整備を推進する。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア. 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ. 無線通信機等通信手段の確保
- ウ. 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 第8節 避難対策

---

地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進める

### 1. 津波避難対策の基本方針

平成23年3月11に発生した東日本大震災では、想定をはるかに上回る津波が襲来し、多くの方が犠牲になった。

この経験を踏まえ、高知県における最大クラスの地震、津波の想定を行った「南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日 高知県）によると、本町の海岸線での最大津波高が27mと想定され、最終防潮ライン施設の津波に対する浸水防止効果はほとんど期待できない状況にある。

これまでの海岸保全施設は、海岸侵食と台風や低気圧による高潮や高波浪から背後地を守ることを主たる目的として整備されてきた。しかしながら、南海地震は100～150年周期で来襲し、一度発生すれば津波により大きな被害をもたらすものの、低頻度災害であるために施設整備はほとんど考慮されていないのが実情である。

高潮・津波災害を予防するために南海地震による地震動及び津波を考慮に入れて施設を再整備することは必要であるが、そのためには巨額の費用を要することになり、昨今の経済状況下ではとても現実的とはいえない。このため、ハード施策による予防は非常に困難であり、住民に対して「より早く、安全に避難する啓発」に力を注ぐ必要がある。

## 2. 指定緊急避難場所の指定

町は、地震発生時の指定緊急避難場所として、津波避難場所及び広域避難場所を指定する。

### 2-1. 津波避難場所選定の留意点

津波避難場所の選定は、次の点に留意して行う。

視点	津波避難場所選定の留意点
津波に対する 安全性	津波浸水想定区域の外側に立地しているか
	2度逃げが可能であるか
地震に対する 安全性	オープンスペースがあるか
	耐震性が確保されているか（建物の場合）
周辺の 危険箇所の 有無	土砂災害警戒区域の外側に立地しているか
	危険物貯蔵所等が近くにないか
	その他の危険箇所が近くにないか
機能性	避難する住民数に対する十分な広さ（2㎡/人）が確保できるか
	津波避難場所であることが分かりやすく表示されているとともに、経路が分かりやすいか
	夜間の避難に対応できる照明が設置されているか
	オープンスペースの場合は、風雨を防ぐ施設等（簡易なテント等を含む）が利用できるか
	避難が長時間に及ぶことも想定し、生命の維持に必要なもの（水や防寒具等）のほか、情報の入手、発信に必要なもの（ラジオ、トランシーバー、発煙筒、非常電源等）が備えられているか

### 2-2. 広域避難場所選定の留意点

広域避難場所の選定は、次の点に留意して行う。

視点	広域避難場所選定の留意点
安全性	大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が備蓄されていないところとする。
	大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところを極力選定する。
広さ	避難場所における避難住民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
	要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
その他	地震、火災等からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド、公共空き地等を中心に選定する。

### 3. 避難経路の整備

避難経路は、①避難場所までの最終的なアクセス路となる道 及び②それ以外の道（自宅から①の入口まで）に区分して考え、それぞれ次の方針で整備を図る。

種類	概要	方針
避難路	避難場所までの最終的なアクセス路となる道	安全に避難するための手すり、スロープの整備や誘導灯の設置を行う
その他の避難経路	自宅から避難路の入口までの道	災害時に住民が適切な経路を選択するための取組みを支援しながら、住民との話し合いの中で必要な整備を検討する

### 4. 避難方法の検討

津波からの避難は、徒歩によることを原則とし、その旨の周知を行う。ただし、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる対策をあらかじめ検討する。

### 5. 津波避難計画の作成

#### 5-1. 町の津波避難計画

##### (1) 大月町津波避難計画

町は、高知県津波避難計画策定指針（津波からの避難方法の選択に係るガイドライン）や津波浸水予測などに基づき、具体的な津波避難計画を作成する。

なお、計画策定の際には、次の項目を基本に検討を進める。

- ア. 避難対象地域の設定
- イ. 津波避難場所及び避難経路等の設定
- ウ. 避難に必要な情報等の収集や伝達
- エ. 避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準
- オ. 要配慮者等の避難対策
- カ. 避難訓練の実施や啓発活動
- キ. その他必要事項

##### (2) ハザードマップの整備

町は、津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路などを示した津波ハザードマップを整備する。

#### 5-2. 地域津波避難計画

住民は、大月町津波避難計画や津波ハザードマップなどを参考に、要配慮者対策も含めた地域ごとのより詳細な津波からの避難方法を定めた地域津波避難計画を作成する。

町は、住民の計画作成の支援を行う。



### 5-3. 事業者の津波避難計画

町内の事業者は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成する。

## 6. 住民への周知

町は、避難対象地域ごとに、津波からの避難に関する次の事項について、あらかじめ十分周知を図る。

- ア. 地区の範囲
- イ. 想定される危険の範囲
- ウ. 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ. 避難場所に至る経路
- オ. 避難勧告・指示の伝達方法
- カ. 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- キ. その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

## 7. 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

なお、これらの措置を実施するために必要な事項を定めた消防団行動マニュアルを作成し、随時見直しを図ることとする。

- ア. 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ. 津波からの避難誘導
- ウ. 土嚢等による応急浸水対策
- エ. 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- オ. 救助・救急等
- カ. 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- キ. 緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び活動拠点の確保

## 8. 交通対策

各施設管理者及び事業者等は、津波に対する交通対策として、次の取り組みを推進する。

項目	対策内容	主体
道路	津波のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ、計画し周知する。	・公安委員会 ・道路管理者
海上	海上交通の安全を確保するために、必要に応じて船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じる。	・海上保安庁 ・港湾管理者 ・漁港管理者
乗客等の避難誘導	乗客の避難誘導計画を定める。	・バス事業者

## 9. 港湾内での安全の確保対策

宿毛海上保安署、港湾管理者及び関係団体は、津波に対する安全確保のため次の事項を行う。

- ア. 港湾、船舶関係者に津波に関する知識の普及、啓発を行う。
- イ. 危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行う。

## 10. 学校等における対策

- ア. 保育園、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断等について、あらかじめルールを定めるよう促す。
- イ. 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園等の施設との連絡及び連携体制の構築に努める。

## 第9節 要配慮者への対策

---

### 1. 社会福祉施設等における安全対策

社会福祉施設の管理者は、施設・設備の安全確保のため次の事項を行う。

- ア. 施設の耐震化
- イ. 津波による浸水のおそれのある地域に所在する施設は、高台への移転等の検討
- ウ. 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
- エ. 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
- オ. 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の整備
- カ. 危険物の管理
- キ. 家具及び書棚等の転倒防止対策

## 第3章 地震・津波災害応急対策計画

### <担当班一覧>

節	災害対策本部の担当班
第1節 初動体制の確立	総務第1班、総務第2班
第2節 情報の収集及び伝達	総務第1班
第3節 避難活動等	総務第1班、救助班
第4節 災害拡大防止活動	救助班
第5節 二次災害の防止	総務第1班、救助班
第6節 交通対策	治安班、建設班
第7節 社会秩序を維持する活動	治安班
第8節 警戒宣言発令時の措置	総務第1班、総務第2班、保健班、衛生班、救護班、建設班、水道班

## 第1節 初動体制の確立

地震、津波発生時には、有線通信及び交通機関等の途絶も考えられるが、応急対策の推進を図る災害対策本部を直ちに設置し、活動態勢を確立することが急務である。

町内に大規模な震災、津波による災害が発生した場合は、一般対策編第3章に規定する災害対策本部を設置することとなるが、本部設置及び動員計画については、地震、津波の特異性にかんがみ、一般対策編に定めるほか、次のとおりとする。

### 1. 災害対策本部の設置

#### 1-1. 災害対策本部の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

#### 1-2. 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が所掌する地震、津波防災応急対策の事務の主なものは、次のとおりとする。

- ア. 地震、津波情報の住民等への伝達及び地震、津波防災上必要な情報の収集並びに伝達
- イ. 県災害対策本部、支部への報告、要請等県との地震、津波防災活動の連携
  - ・ 本部長は、県災害対策本部に対し、地震、津波防災応急対策の実施に関し、職員の出遣等必要な事項を要請することができる。
  - ・ 本部長は、交通規則その他社会秩序の維持を県公安委員会に、地震、津波防災応急対策を実施すべき者に対する指示を県知事、警察本部長等に要請することができる。
  - ・ 本部長は、住民等の避難の状況及び地震、津波防災応急対策の実施状況を県災害対策本部の所轄地方部へ報告する。
- ウ. 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定
- エ. 消防職員及び消防団の配備等災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ. 消防、水防等の応急措置
- カ. 避難者等の救護
- キ. 地震、津波災害に備えた食糧、医薬品等の確保準備
- ク. 自主防災組織活動の指導連携
- ケ. その他地震、津波防災上必要な措置

## 2. 動員計画

### 2-1. 配備基準

地震発生時の配備基準は次のとおりとする。

配備区分	基準	備考
第1 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4以上の地震が発生したとき</li> <li>県内に津波注意報が発表されたとき</li> </ul>	
第2 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>県内に津波警報が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</li> </ul>	
第3 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生し、かつ甚大な被害が発生した場合</li> <li>県内に津波警報が発表され、かつ甚大な被害が発生した場合</li> </ul>	災害対策本部設置
第4 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>県内に大津波警報が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき</li> </ul>	

### 2-2. 勤務時間内における配備

#### (1) 初動期における緊急措置

各部長は、大地震や津波の発生と同時にあらかじめ定められた分担にしたがって、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置等の緊急措置を行う。

#### (2) 職員の配備

各部長は災害対策本部の指揮下に入り、職員を各班の配備に付け災害活動を命令する。

### 2-3. 勤務時間外における配備

職員は、勤務時間外又は休日においても、地震、津波が発生し被害が予測される場合は、動員命令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって登庁しなければならない。ただし、災害その他の事情により所定の場所へ到達できない場合は、その旨を所属長に報告するよう努めなければならない。

なお、平常時からの病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である職員は動員しないものとする。

### 2-4. 参集時の職員の心得

職員は、参集時に以下の事項を心得るものとする。

- ア. 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- イ. 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもって最寄りの防災機関へ連絡するとともに住民の生命を守る必要があるときは、緊急避難の誘導をしなければならない。

- ウ. 参集手段は、徒歩又は自転車、単車を利用する。
- エ. 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、参集場所に到着後、直ちにその内容を上司に報告しなければならない。

## 第2節 情報の収集及び伝達

---

### 1. 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

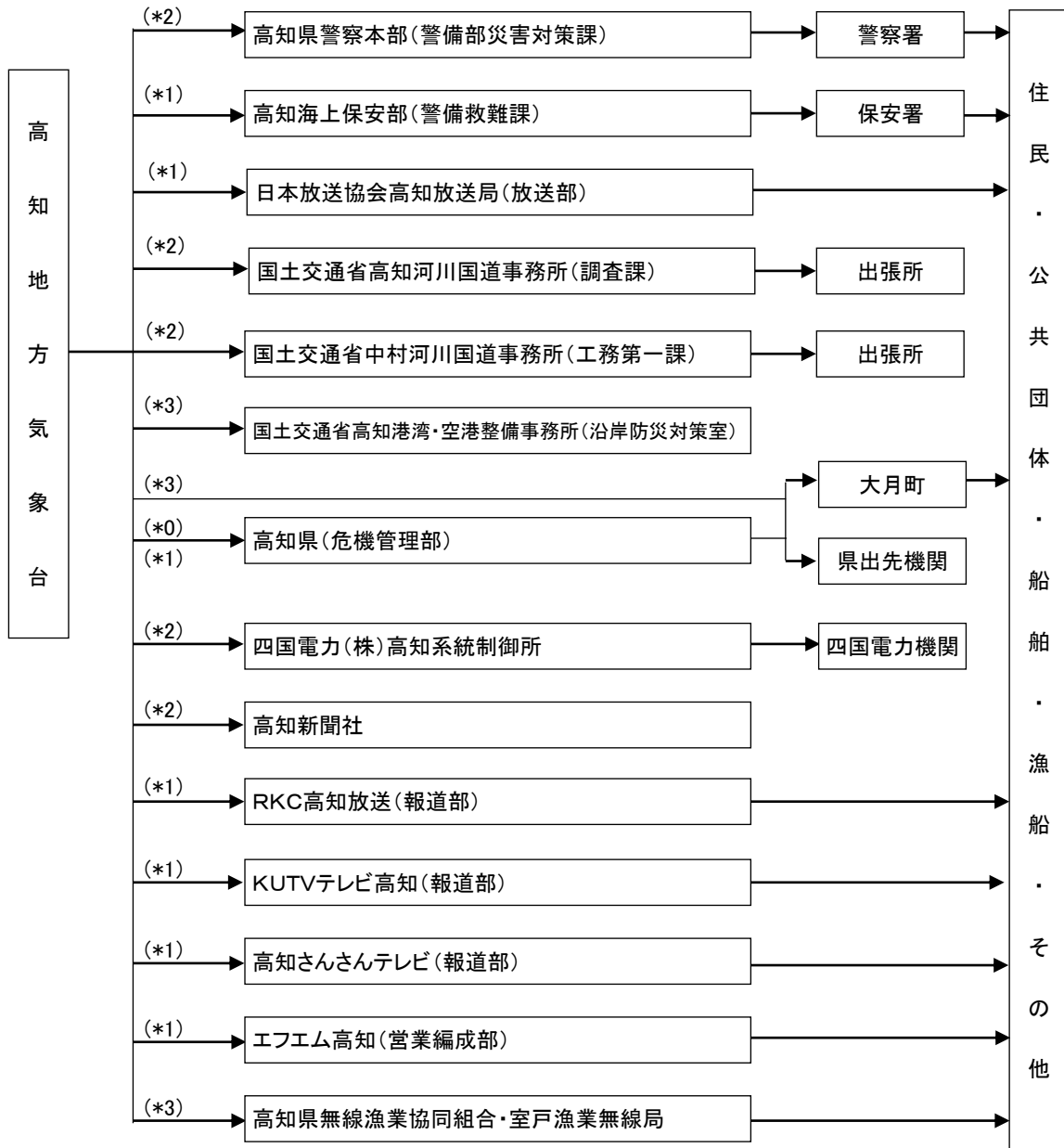
#### 1-1. 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

地震の発生後は、速やかに気象庁又は高知地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報を収集するとともに、住民等に対して迅速に伝達を行う。

地震及び津波に関する情報及び津波警報等の伝達系統は次ページに示すとおりである。

また、地震及び津波に関する情報の種類・内容は【資料 15 気象庁又は高知地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報】参照。

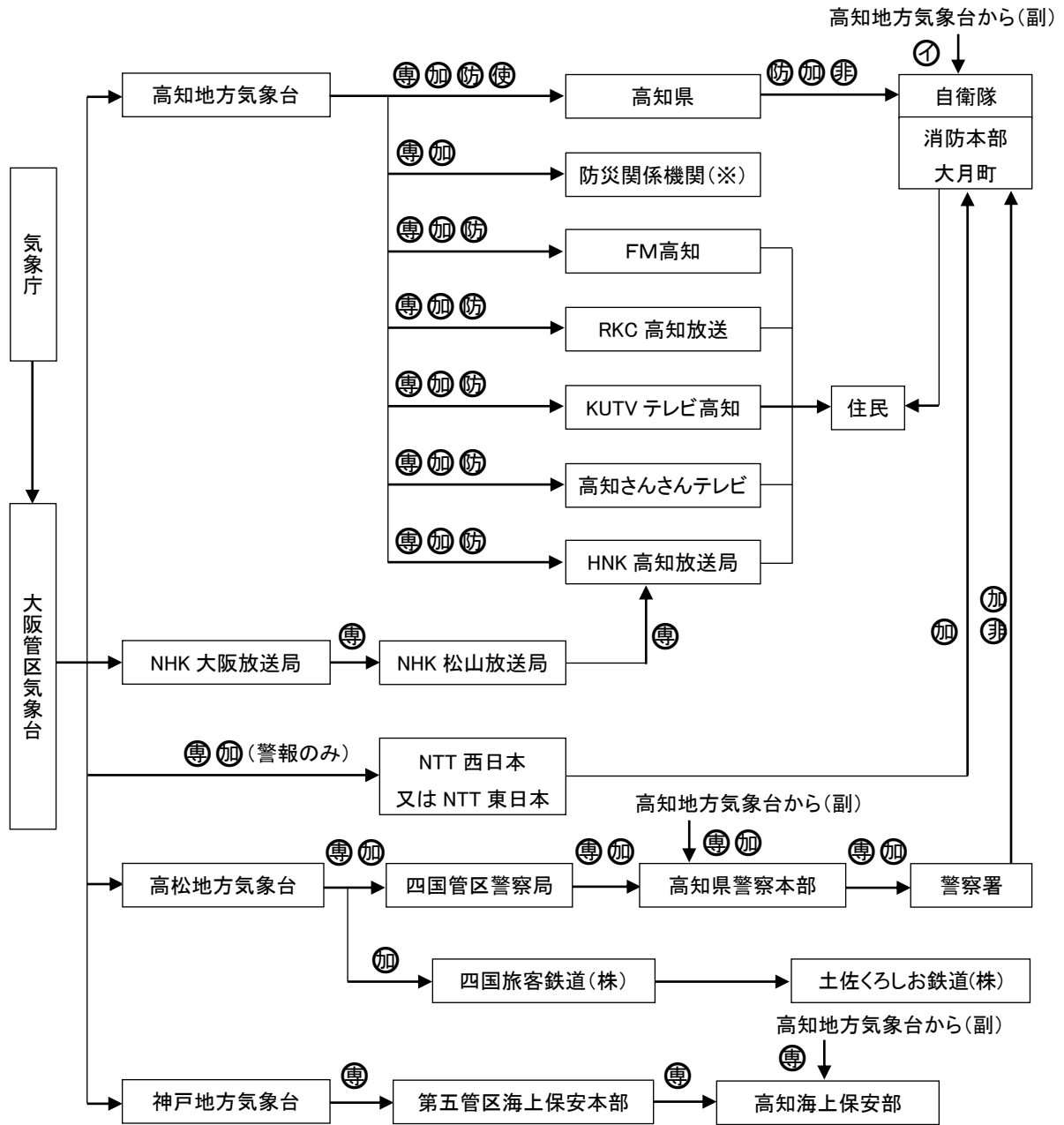
《地震及び津波に関する情報の伝達系統》



- \*0:専用線アデス、加入電話 FAX
- \*1:専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX、防災行政無線
- \*2:専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX
- \*3:インターネット防災情報提供システム



《津波警報等の伝達系統》



※防災関係機関: 国土交通省高知河川国道事務所(使)、国土交通省中村河川国道事務所、  
国土交通省高知港湾・空港整備事務所①に限る、四国電力(株)高知系統制御所、  
高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局①(加)防に限る

- ④: 加入電話(FAXを含む)    防: 防災行政無線    使: 不通時使走する
- 専: 専用線(気象台からの防災情報提供システムを含む)    非: 非常無線
- ①: 気象台からのインターネット防災情報提供システム

## 1-2. 情報の収集・伝達における留意事項

情報の伝達に当たっては、次の事項に留意する。

- ア. 津波予報に関しては、特に、住民や水門等の施設管理者への伝達を迅速に行う。
- イ. 予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

## 2. 被害情報の収集及び報告

地震発生後、次の要領で被害情報の収集及び報告を行う。

- ア. 町内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、町内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。
- イ. 必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- ウ. 自主防災組織や消防団等の組織と連携して、町内の概括的被害状況の把握に努め、状況を順次県に報告する。
- エ. 応急対策活動に関する情報を町・県間で相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。
- オ. 収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心懸ける。

## 第3節 避難活動等

### 1. 地震発生時の避難

地震発生時の建物倒壊等や、地震発生後の火災、二次災害等の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行う。

また、避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるため、消防機関は、混乱防止と避難援護のための活動を行う。

### 2. 津波からの避難

#### 2-1. 避難対象地域

本町の避難対象地域は、最大クラスの津波による津波浸水予測区域を含む以下の地区である。

避難対象地域		
馬路地区	安満地地区	才角地区
頭集地区	橋浦地区	大浦地区
平山地区	泊浦地区	赤泊地区
古満目地区	龍ヶ迫地区	西泊地区
柏島地区	本村地区	檜ノ浦地区
一切地区	小才角地区	周防形地区

#### 2-2. 避難指示の発令

##### (1) 避難指示の発令基準

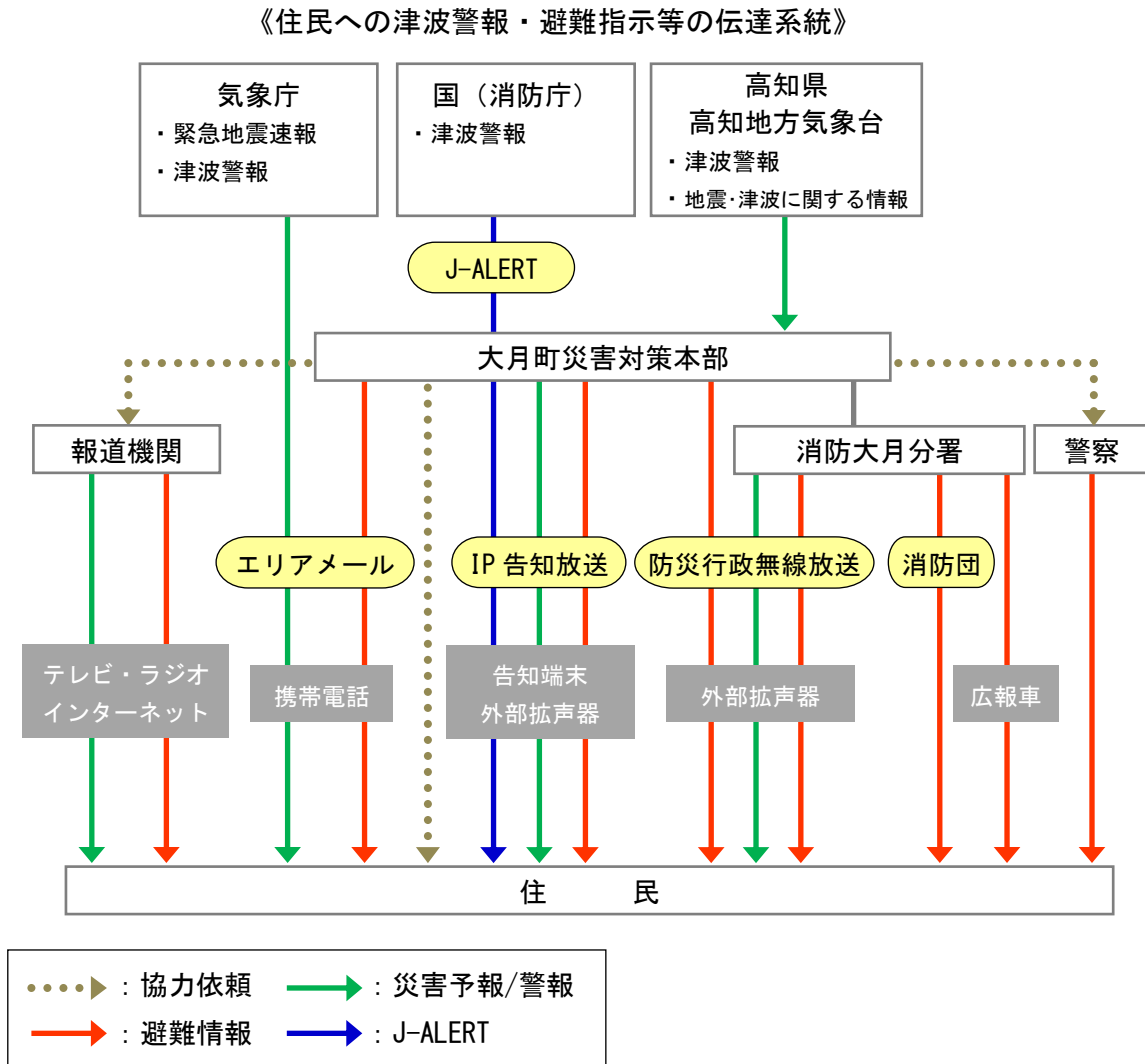
町は、以下の基準で避難指示を発令する。

なお、津波襲来のおそれがある場合には、どのような津波であっても危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

- ア. 大津波警報又は津波警報が発表されたとき
- イ. 津波注意報が発表され、直ちに避難する必要があるとき
- ウ. 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長いゆれを感じたとき

## (2) 避難指示等の伝達経路及び方法

住民への津波警報・避難指示等の伝達経路及び方法は次のとおりである。



## (3) 伝達内容

避難指示等の伝達に当たっては、避難指示が発令されたことに加えて、次の事項を伝達する。

なお、県を通じて報道機関に放送実施の要請を行う場合には、住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じた伝達文の内容を工夫するように要請する。

- ア. 避難を必要とする理由
- イ. 避難指示の対象となる地域
- ウ. 避難する場所
- エ. 注意事項(避難路の危険性、避難方法等)

#### (4) 避難誘導

町は、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を実施し、必要に応じて関係機関等の協力を要請する。

なお、要配慮者に対する支援や誘導等を行う際には、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を行う。

## 第4節 災害拡大防止活動

### 1. 消防機関の活動

#### 1-1. 参集時の措置

地震時の動員は消防団長の事前命令とし、被害が予測されたときは指定された消防本部又は分団屯所に参集しなければならない。

なお、参集時には次の事項を行う。

- ア. 参集途上においては、出火防止のPRを行うほか、要救助者及び火災の発生等に遭遇した場合は、付近住民の協力を求め初期消火又は救助活動を実施する。
- イ. 参集時において現認した道路、災害状況等はできる限り把握し、参集場所に到着後、速やかにその内容を上司に報告すること。

#### 1-2. 初動時の措置

地震、津波発生時には、平常業務をすべて停止し、以下の措置をとる。

項目	内容
通信係の措置	ア. 防災無線の試験 イ. 地震発生と同時に、各署所と無線交信を行い障害状況を確認する。 ウ. 放送施設の障害状況を確認する。 エ. 電源の確保をする。
消防団の活動	ア. 各分団は、地震時には直ちに器具置場に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。 イ. 情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い出火防止等の広報に当たる。

### 1-3. 消防活動

大地震、津波に伴って発生する火災から、町民の生命、財産を保護するため、現有消防力の有機的運用を期するとともに、効率的な消防活動を図るものとする。

#### (1) 被害の区分

地震の揺れや津波によって生ずる被害のため、消防車両、消防施設等の損傷、水道管の亀裂による消火栓の使用不能、車両の通行障害等、消防力は著しく低下することが予想され、消防活動が大幅に制約される恐れがある。また高潮、波浪、潮位の変化による浸水も予想される。

この被害は、一次災害である震災、津波災害の規模が大きな影響をもたらすため、次のように被害の区分を設定し、それぞれに応じた対応をとる。

区分	被害状況
1号被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震や津波の発生により、町内は壊滅的な打撃を受け、火災も町内の各所から同時に発生した状態。</li> <li>延焼拡大や津波の襲来により町民は緊急に避難しなければならない状態。</li> </ul>
2号被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心部の被害が大きく、火災も同時に多発するが、周辺地における被害は比較的少なく、大半が機動力を残し、重点的集中運用が概ね可能な状態。</li> </ul>
3号被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>密集地域において火災が延焼拡大する危険はあるが、消防被害は比較的少なく、消防車両の走行も特定地域を除き可能な状態。</li> </ul>

#### (2) 消火活動

地震、津波発生時は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。このため、地震、津波発生時における警防活動は、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

#### (3) 避難の安全確保

火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

#### (4) 応援要請

必要に応じて、他市町村及び県に応援を要請する。

### 1-4. 水防活動

地震発生を原因とする津波及び浸水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、高知県水防計画書及び一般対策編第5章「水防計画」に準じ必要な措置を実施する。

### 1-5. 人命救助活動

地震、津波時には、家屋の倒壊、障害物の落下、家屋の浸水や流出、交通機関の衝突、不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮して、消火活動と人命救助活動の優先度を考慮し、状況に応じて人身災害の拡大防止を図るものとする。

消防機関の活動内容は次のとおりである。

- ア. 地震、津波災害により、集中的な救急、救助活動が予測されるため、初動体制を確立し関係機関との連携体制を強化し、迅速適確な救急、救助活動を実施するものとする。
- イ. 道路の被害等により救急車が出動不能となった場合は、救急車を仮救護所として利用するほか、救急車の担架及び予備担架を活用し、重傷者を仮救護所へ搬送するとともに、要救助者が多いときは消防団員及び付近住民に協力を求める。
- ウ. 救護所及び医療機関の受入体制について、町災害対策本部と情報連絡を密接にし、早期にその状況を把握し、相互の協調、連携により適切な処置を講ずる。

## 2. 住民、自主防災組織の活動

住民、自主防災組織は、地震直後の人命救助活動を自発的に率先して実施することに努める。

## 3. その他の機関の活動

その他の機関は、次の事項を行う。

- ア. 町、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。
- イ. 海上における救助活動は、主として海上保安庁が実施する。
- ウ. 町は、必要に応じ、迅速に知事に対する自衛隊の災害派遣要請要求及び緊急消防援助隊の出動要請を行う。
- エ. 警察は、必要に応じ迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行う。



## 第5節 二次災害の防止

---

### 1. 被災建築物に対する応急危険度判定

県の作成した活動計画に基づき、応急危険度判定を実施する。

### 2. 被災宅地の応急危険度判定

次の要領で被災宅地の応急危険度判定を実施する。

- ア. 被災宅地危険度判定実施体制を確立する。
- イ. 実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請等の支援要請を行う。
- ウ. 実施計画に基づき判定を実施する。

### 3. その他の二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を、関係機関との相互協力のもと実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

## 第6節 交通対策

---

### 1. 道路交通の混乱防止

道路交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施を図るため、運転者のとるべき行動、要領の周知徹底を行うとともに、警察署へ次のことを要請する。

- ア. 町内の車両走行を極力制限し、交通混雑の防止を図るための交通状態に対応した交通指導、整理及び広報活動の実施
- イ. 避難の勧告、指示が出された地域の住民の円滑な避難のため必要な避難路の交通規制の実施

### 2. 海上交通対策

#### 2-1. 地震発生後の安全対策

宿毛海上保安署及び県、町は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、海上交通の安全を確保するために必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるとともに、施設の利用者に対し、津波来襲の恐れがある旨を周知する。

#### 2-2. 航路の障害物除去等

町は、所管する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。

#### 2-3. 港湾及び漁港の応急復旧等

町は、所管する漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

## 第7節 社会秩序を維持する活動

避難者、帰宅者、自動車等による道路の混乱、電話の混信、流言飛語など各種の社会的混乱を防止するため、これらの事態の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは、次により社会秩序の維持を図るものとする。

- ア．各種の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。
- イ．警察署に対し、警戒区域、避難所等の警ら活動を強化するとともに、無線通信の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行うよう要請する。
- ウ．生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜しみ、買占めが発生した場合は、状況に応じこれらの防止にあたる。

## 第8節 警戒宣言発令時の措置

### 1. 情報の収集及び伝達

#### 1-1. 警戒宣言及び地震、津波情報の受理、伝達、周知

警戒宣言等の受理、伝達、周知は次の要領で行う。

- ア. 県から防災行政無線により通知される警戒宣言及び地震、津波情報の受理は、勤務時間内においては危機管理室が、勤務時間外及び休日においては当直者が行う。なお、災害対策本部設置後においては、当該本部において受理する。
- イ. 警戒宣言が発せられた時は、直ちに防災無線放送、地震、津波防災信号(サイレン、半鐘等)等を用いて地域住民等に伝達する。
- ウ. 地震予知情報、津波情報等は、防災無線放送、広報車等を活用して周知徹底を図る。

#### 1-2. 地域における情報等の収集及び報告

##### (1) 地域における情報等の収集

地震、津波防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報についてその種類、優先順位等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定め、迅速的確な情報の収集に当たる。

収集する情報の種類は次のとおりである。

- ア. 避難の状況
- イ. 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ. 防災関係機関の地震、津波防災応急対策の実施状況
- エ. ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- オ. 情報の変容、流言等の状況
- カ. 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達
- キ. 消防団員等の配備命令の伝達
- ク. 地域内企業等に対する地震、津波防災応急対策実施の指示等

##### (2) 県災害対策本部に対する報告

次の情報を県災害対策本部に速やかに報告する。

- ア. 避難の状況
- イ. 町の地震、津波防災応急対策の実施状況

## 2. 広報活動

警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民が的確な防災対策ができるよう次により広報活動を行なう。

### 2-1. 広報事項

警戒宣言発令時において町民に対し、民心安定及び防災活動上広報すべき事項は、事態の推移に応じて流動的であるが、町の責任で広報すべき事項については、その文案、優先順位を前もって定めておく。

また、報道機関及び防災関係機関と連携を密にして適切かつ迅速な広報を行うものとする。

広報予定事項の主なものは、次のとおりである。

- ア. 警戒宣言及び地震予知情報、津波情報
- イ. 交通機関の運行状況及び道路交通情報
- ウ. 家庭において実施すべき防災対策
- エ. 自主防災組織等に対する防災活動要請

### 2-2. 広報手段

町は、次の方法で住民への広報を行う。

方法	広報する情報
ラジオ・テレビ	警戒宣言、地震予知情報、津波情報、交通機関運行状況等
防災無線放送、地区放送	主として町域内の情報
自主防災組織等を通じての連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘等	警戒宣言が発せられたことの伝達

### 2-3. 県への広報要請

町が地震、津波防災応急対策上必要な広報を県警戒本部に要請しようとする場合は、広報案文をそろえて要請するものとする。

## 3. 避難活動

### 3-1. 避難指示の発令

町長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地域に対し、避難の指示を発令する。

また、町及び警察は、住民に対し、警戒宣言が出されたこと及び次の事項の伝達に努める。

- ア. 避難対象地域名
- イ. 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、予想浸水区域等の地震、津波防災応急対策を行うこと
- ウ. 避難経路及び避難先

- エ. 避難する時期
- オ. 避難に際しての服装、携行品等
- カ. 避難行動における注意事項

### 3-2. 避難対象地域以外の住民への情報伝達

避難対象地域以外の住民に対しても避難準備等を行うよう促し、次の行動をとるよう伝達する。

地域	住民による措置の内容
急傾斜地崩壊等の危険が予想される地域（一般対策編第1章 第6節「災害危険区域」参照）	いつでも避難できるよう準備するとともに、状況に応じ早めの避難を行う。
その他の地域	状況に応じ定められた避難場所へ避難する。

### 3-3. 警戒区域の設定

町長は、警戒宣言が発せられた時は、必要に応じて速やかに災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を避難対象地域内に設定し、退去又は立入禁止措置をとる。

なお、町長は警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防火防犯のためのパトロールを実施するように努める。

### 3-4. 避難状況の報告

町長は、次に掲げる避難状況の報告を求めることができる。ただし、避難対象地域外の地域にあってはこの限りでない。

また、避難状況について県災害対策本部の支部へ報告する。

- ア. 避難の経過に関する報告…危険な事態が発生した場合直ちに行う。

■報告事項

- ・避難に伴い発生した危険な事態その他異状な事態の状況(場所、人員を含む。)
- ・上記の事態に対し応急的にとられた措置
- ・町長等に対する要請事項

- イ. 避難の完了に関する報告…避難完了後速やかに行う。

■報告事項

- ・避難地名
- ・避難者数
- ・必要な救助、保護の内容
- ・町長等に対する要請事項

#### 4. 食糧及び日用品の確保

警戒宣言発令時に必要な食糧及び日用品(以下「緊急物資」という。)は、地域住民・自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

ただし、警戒宣言の発令期間が長期化した場合等災害対策本部長が必要と認めたときは、町が緊急物資の調達を行うものとする。

#### 5. 飲料水の確保

町及び住民は、地震、津波発生後における飲料水を確保するため次の事項を実施する。

主体	実施事項
町	ア. 住民に対して貯水の励行を呼びかける。 イ. 給水計画に基づき応急給水活動の準備を行う。 ウ. 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ. 応急復旧体制の準備をする。
住民	ア. 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

#### 6. 医療保健活動等の準備

町及び住民は、救急患者に対する医療救護及び地震、津波発生後における医療救護の準備並びに清掃防疫等の保健衛生のため次の活動を行う。

主体	実施事項
町	ア. 救護所等に救護用資器材を配備し、傷病者の受入体制を整える。 イ. 救護所等の医薬品及び衛生材料の準備を行う。 ウ. 傷病者の搬送準備を行う。 エ. 住民に対し救護所及び応急救護にたずさわる指定医療機関の周知を図る。 オ. 清掃防疫のための資機材を準備する。
住民	ア. 町の救急医療活動、清掃防疫活動が、円滑かつ適切に行われるよう協力する。

#### 7. 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送に必要な車両、人員、機材等の確保及び地震、津波発生後の緊急輸送準備は、次の基本方針のもとで行う。

- ア. 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震、津波防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
  - ・ 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
  - ・ 緊急処置を要する患者
  - ・ 輸送の安全が確保された場合に限り、食料品、日用品その他緊急に輸送を必要とするもの
- イ. 地震、津波発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両の確保について輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

## 8. 町有施設等の防災措置

警戒宣言発令時の町有施設、設備等の防災措置を次により行う。

### 8-1. 無線通信施設等

管理者及び使用者は、通信施設(予備電源を含む)を点検するとともに、作動状態を確認し、必要な措置をとる。

### 8-2. 公共施設等

#### (1) 道路

- ア. 車両の走行自粛を呼びかけるとともに、道路利用者に対し、パトロールカー等により地震予知情報、津波情報等の広報を行う。
- イ. 避難路等において公安委員会が実施する交通規制に対し、協力等に努める。
- ウ. 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため資機材及び人員等の配備手配を行う。また、建設業者に対し、応急復旧出動体制の確立を要請する。
- エ. 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

#### (2) 砂防、急傾斜地、海岸保全施設等

指定地等危険の恐れのある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整える。

#### (3) 工事中の公共施設、建築物等

工事中の公共施設、建築物等については工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他保安措置を講ずる。

#### (4) 災害応急対策上重要な建物等

本部(町役場)等災害応急対策上重要な建物については、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食糧及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

## 9. 自衛隊の支援要請

警戒宣言発令後、自衛隊の出動を必要とする場合、本部長は県災害対策本部へ自衛隊の派遣を要請する。



## 第4章 地震・津波災害復旧・復興計画

### <町担当課一覧>

節	町担当課
第1節 復興計画	総務課
第2節 経済復興の支援	産業振興課

## 第1節 復興計画

---

被災地の復興に当たっては、災害に強く、より快適なまちの環境整備を目指すこととし、次の方針により被災地の復興を推進する。

- ア．津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行う。
- イ．被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図る。
- ウ．まちづくりに当たっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定やできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、津波避難場所、指定避難所の整備を行う。

## 第2節 経済復興の支援

---

津波による災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

## 第5章 重点的な取り組み

これからの南海トラフ地震対策を進めるにあたっては、命を守る対策を最優先にするとともに、助かった命をつなぐための発生直後から応急期、特に命にかかわる72時間までの対策を推進する。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取り組みの後押しも強化する。

以上を踏まえ、次の3つの対策を重点的に推進する。

### 【地震・津波災害対策の重点施策】

- 命を守る対策
- 命をつなぐ対策
- 震災に強い人・地域づくり対策

※本章は、地震及び津波災害対策において高知県の対策と歩調を合わせることを目的に、高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）の「第5編 重点的な取り組み」を抜粋したものである。

## 第1節 命を守る対策

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

### 1. 強い揺れから身を守る対策

#### 1-1. 建物の倒壊から身を守る

- ア. 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- イ. 公共建築物の耐震化を計画的に進める。
- ウ. 民間建築物の耐震化の促進を図る。
- エ. 耐震化のさらなる促進に向け、部分的な耐震対策を進める。

#### 1-2. 家具等の転倒から身を守る

- ア. 個人住宅における家具等の転倒防止策の普及啓発を進める。
- イ. 公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

#### 1-3. 揺れを感じたときの行動を身につける

- ア. 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。
- イ. 家庭での防災用品や非常食料等の備えを推進する。
- ウ. 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

#### 1-4. 火災による被害をおさえる

- ア. 密集住宅市街地の改善を進める。

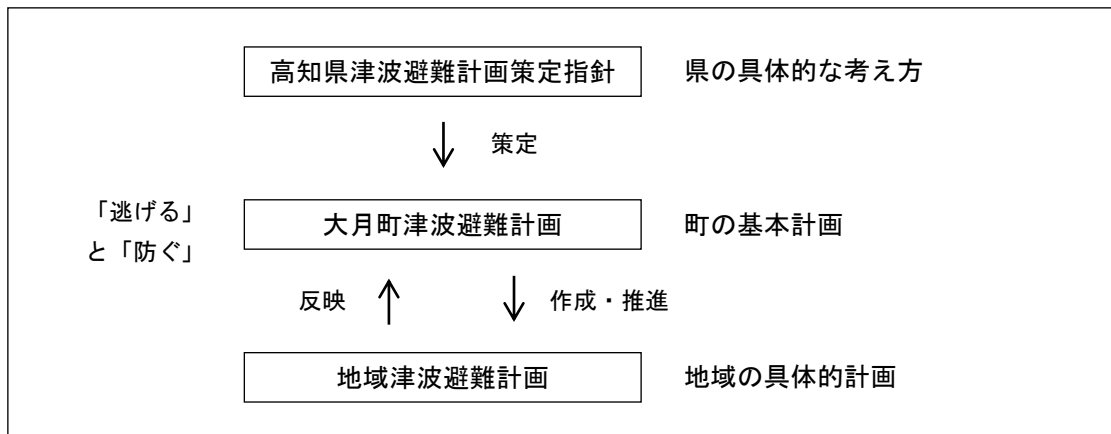
## 2. 津波から避難する対策

南海トラフ地震発生後、早いところでは3分程度で海岸線に1mの高さの津波が押し寄せ、その最大高は、ほとんどの海岸線で10mを超えると想定されている。

そのため、自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての避難施設の整備や津波を防ぐ対策を進める。

津波避難対策は、到達時間、津波浸水深、浸水予想範囲、避難対象地区等、地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。そのため、町及び地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進する。

### 【津波避難対策の進め方】



### 2-1. 津波の危険性を知る

- ア. 河川の遡上等を考慮した津波浸水予測図や津波浸水予測時間図等を活用し、津波の危険性について普及啓発を図る。
- イ. 地域での学習会、研修会を支援する。
- ウ. 過去の浸水の痕跡の明示や観光地等において注意喚起を促す看板を設置する等、津波の危険性を明示する取組を推進する。
- エ. 住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報の共有化を図る。

### 2-2. 津波の発生を知る

- ア. 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図る。
- イ. 港湾、漁港等の津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と津波避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図る。
- ウ. 観光客や海水浴客など土地に不案内な方々への情報伝達手段の整備を図る。

### 2-3. 津波から迅速に避難をする

- ア. 緊急的な避難のため自主防災組織等が行う避難経路や津波避難場所の整備を進める。

- イ. 周囲に高台等がない地域では、津波避難タワーの整備や津波避難ビル等の指定を推進する。また、新たな避難方法の検討も進める。
- ウ. 避難経路、津波避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図る。
- エ. 夜間の停電時も想定し、蓄光石やライト等を活用した自立性の誘導灯や避難誘導標識、津波避難場所標識の整備を推進する。
- オ. 避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高める。
- カ. 津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた保育所、幼稚園、学校等の津波対策に努める。
- キ. 要配慮者が安全に避難できる体制を整備する。
- ク. 観光客が安全に避難できるよう、観光ガイドの研修を行うなど、観光地での津波避難体制を整備する。
- ケ. 学校、自主防災組織、民間事業者等の地域ぐるみでの避難訓練や、夜間等様々な条件を考慮した避難訓練の推進を図る。
- コ. 住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

#### 2-4. 避難の安全性を高める

- ア. 管理者は、地震が発生した場合は安全確保を前提とした水門及び陸閘等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- イ. 管理者は、次の事項について別に定め、各種整備を行う。
  - ・ 堤防、水門等の点検方針、計画
  - ・ 堤防、水門等の建設、補強等、必要な施設整備等の方針、計画
  - ・ 津波を防ぐための水門や陸閘等の平常時における管理方法
  - ・ 津波により孤立が懸念される地域の緊急用ヘリコプター離着陸場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
  - ・ 防災行政無線の整備等の方針及び計画
- ウ. 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図る。
- エ. 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。
- オ. 津波避難計画の点検及び避難経路、津波避難場所の安全点検を計画的に進める。

## 第2節 命をつなぐ対策

---

地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。

### 1. 応急対策活動体制等の整備

- ア. 地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。
- イ. 地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるような訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。
- ウ. 緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進める。

### 2. 広域避難体制等の整備

- ア. 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- イ. 町域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

### 3. 避難所等の整備

- ア. 指定避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進める。
- イ. 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。

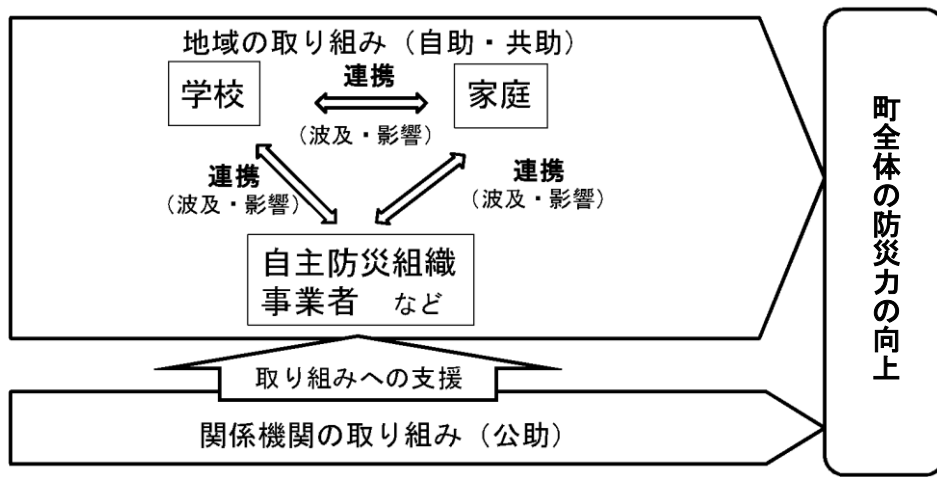


## 第3節 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震及び津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、町全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとする。



### 1. 学校及び地域での防災教育

- ア. 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進する。
- イ. 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
- ウ. 私立学校も含め教職員の防災研修を実施する。

### 2. 住民への防災教育

次の方法により南海トラフ地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進する。

- ア. 啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の作成及び町内全戸への配布
- イ. 地域における防災学習会や訓練の開催
- ウ. 南海トラフ地震情報コーナーの設置

### 3. 防災のエキスパートの養成

- ア. 自主防災活動を担う人材の育成を図る。
- イ. 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- ウ. 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成する。

#### **4. 防災の視点に立った公共施設の整備**

- ア. 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、各種の施設整備を進める。
- イ. 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

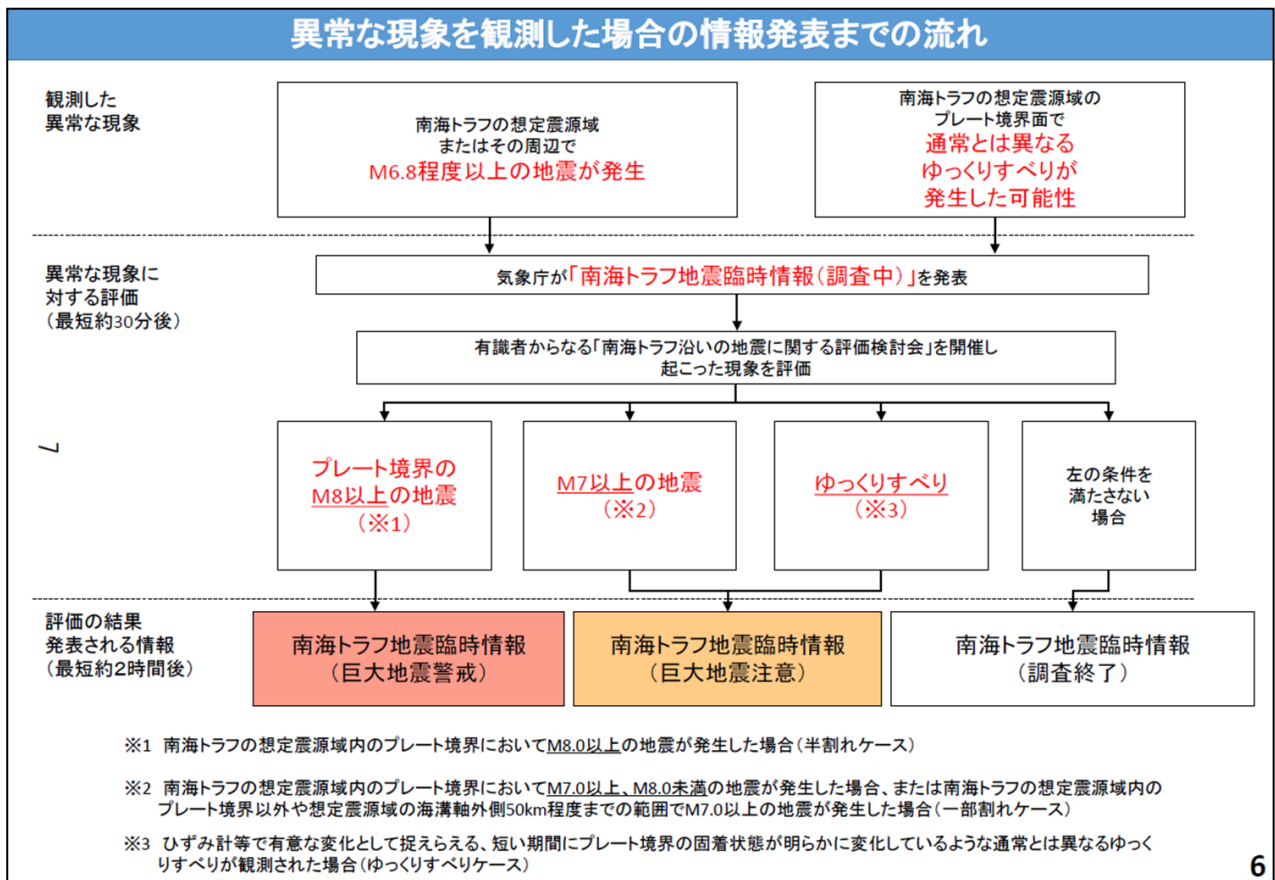
#### **5. 技術的及び財政的支援**

- ア. 地方の実施する地震防災対策について、国に対して技術的及び財政的な支援に関する政策提言等を行う。
- イ. 地震及び津波観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請する。

# 第6章 南海トラフ地震臨時情報

## 第1節 1 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を「南海トラフ沿いの地震に対する評価検討会」が開始した場合及びその調査結果を発表する場合に、気象庁から発表される情報



第6章

南海トラフ地震臨時情報

(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン:内閣府)

### 2 事前対策

#### (1) 町民への周知

南海トラフ地震臨時情報(以下「臨時情報」)を基に被害を軽減するため、町は、全ての町民に対して、臨時情報の制度周知を図ると共に、住宅の耐震化、家具等の固定、食料の備蓄など、日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施します。また、後発地震やそれに伴う津波に備えるため、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある町民や地域に対する避難情報の発令、自主避難の呼びかけの実施内容等について周知を図ります。

## (2) 自助・共助による対策

町民は、臨時情報が発表された場合、速やかに必要な対応を行うことができるよう、平常時から避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所等における非常持ち出し品の確認、家具・家電等の固定など、日頃からの地震への備えを実施します。

また、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）が発生した場合、居住地への津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者は、臨時情報発表時の避難先として、耐震性等の地震発生時の安全性の確保された親類や知人宅等の確保に努めます。

## 3 臨時情報が発表された場合に実施する町の防災対応

## (1) 配備体制

体制区分	配備基準	配備体制等
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	第2配備
嚴重警戒体制 （災害対策本部）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	第4配備

## (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応

配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、町民等への周知、その他必要な措置を行うと共に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、速やかに必要な防災対応を行うことができるよう必要な措置を行います。

## (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の防災対応

## ア 災害対策本部の設置

配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置します。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意します。

## イ 町民への周知

①関係機関と連携して、発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について正確かつ広範に周知されるよう努めま

す。

②防災行政無線、IP告知端末、ホームページ等のあらゆる手段を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において、正確かつ広範に周知を行いうるものとするよう留意します。

③町民に対しては冷静な対応を呼びかけると共に、具体的にとるべき行動をあわせて示すことに留意します。

④外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう留意します。

⑤状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じると共に、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めます。

⑥地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応します。

#### ウ 情報収集

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備します。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとります。

#### エ 事前避難対策

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

a 住民事前避難対象地域への避難勧告の発令等

町民の生命及び財産等の安全を最大限図るため、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、下記地区を住民事前避難対象地域として指定し、当該地域の居住者等を対象に、町は、耐震性等の地震に対する安全性の確保された親類や知人宅等への避難を基本とした避難勧告を1週間発令します。その後、後発地震が発生しないまま1週間が経過し、国から「最も警戒が必要な期間が終了したため、各機関の定めた2週間目の防災対応を実施する」旨の呼びかけがあった場合（以下、「後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合」という。）は、当該避難勧告を解除しますが、引き続き、当該地域の居住者等に対しては、自主的な避難をその時点から1週間呼びかけます。その後、後発地震が発生しないまま更に1週間が経過し、国から、「地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の

生活に戻るべき」旨の呼びかけがあった場合（以下、「その後、後発地震が発生しないまま更に1週間が経過した場合」という。）は、自主避難の呼びかけを終了します。

#### 住民事前避難対象地域

馬路地区	頭集地区	平山地区	古満目地区	柏島地区	一切地区
安満地地区	橘浦地区	泊浦地区	龍ヶ迫地区	本村地区	小才角地区
才角地区	大浦地区	赤泊地区	西泊地区	周防形地区	檜ノ浦地区

#### 高齢者等事前避難対象地域

田城地区	成畑地区	芝地区	本田地区	郷地区	亀尾地区
長沢地区	笠木地区	大駄場地区	清王地区	銚土地区	内平地区
添ノ川地区	姫ノ井地区	春遠地区	唐岩地区	地吉地区	月ヶ丘地区

#### b 住民事前避難対象地域以外の地域への自主避難の呼びかけ

住民事前避難対象地域以外の地域の居住者の内、耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民に対して、耐震性等の地震に対する安全性等が確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを1週間行います。その後、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合、引き続き、当該地域の居住者等に対しては、自主的な避難をその時点から1週間呼びかけます。その後、後発地震が発生しないまま更に1週間が経過した場合、自主避難の呼びかけを終了します。

#### (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民事前避難対象地域の居住者等及び住民事前避難対象地域以外の地域の居住者の内、耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民に対して、耐震性等の地震に対する安全性等が確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）行います。その後、後発地震が発生しないまま1週間等が経過した場合、自主避難の呼びかけを終了します。

避難勧告等発令対象者、期間等一覧

	巨大地震警戒		巨大地震注意	
避難勧告発令、自主避難呼びかけ期間	住民事前避難対象地域に居住の住民	耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民	住民事前避難対象地域に居住の住民	耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民
～1週間	避難勧告	自主避難	自主避難(※)	
～2週間	自主避難	自主避難		

※ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

オ 避難所の運営

一般対策編 第3章災害応急対策計画 第9節避難計画を参照

カ 学校等の防災対応

学校・保育所等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児・児童・生徒等の命をより確実に守るために、休校・休園等の必要な対策を実施します。

4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上実施する措置は、概ね次のとおりとします。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

## (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又は支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取るものとします。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 指定避難所又は医療救護所が設置される学校等の管理者は(1)のア及び(2)のアに掲げる措置を取るとともに、指定避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力

## 5 臨時情報が発表された場合に各機関のとるべき防災対応

## (1) 消防機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として実施します。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

## (2) 警察

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として実施します。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## (3) ライフライン事業者

電気、ガス、上下水道、情報通信網等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、平常時と同様の供給体制を確保すると共に、後発の地震に備えて、必要な対策を講じるものとする。

## (4) 道路関係機関

## ア 警察

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者がとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。

なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとします。

イ 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものと



します。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知に努めます。

(5) 港湾管理者

港湾管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の港湾及び在港船舶の安全性の確保に留意します。